

明 細 書

作成日：令和 5 年 2 月 28 日

更新日：令和 7 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒683-0802）鳥取県米子市東福原 1-5-16

（トットリケンヨナゴシヒガシフクバラ）

名称（フリガナ）：鳥取西部農業協同組合

（トットリセイブノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 中西 広則

ウェブサイトのアドレス：<http://www.ja-tottoriseibu.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（ねぎ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：伯州美人（ハクシュウビジン）、Hakushu Bijin

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：鳥取県米子市、境港市及びその周辺の大山山麓（鳥取県西伯郡日吉津村、
南部町、伯耆町、大山町、同県日野郡日南町、日野町、江府町）

5 農林水産物等の特性

「伯州美人」は、この地域在来の品種を使用しており、軟白部分が太くて柔らかく、加熱すると甘くとろけるような食感をもつ鳥取県オリジナルの白ねぎである。

白ねぎの周年出荷を行う生産地において、「伯州美人」は期間限定で出荷される食味重視のブランドねぎとして需要者から高く評価されており、一般的な白ねぎより高値で取引されている。

6 農林水産物等の生産の方法

（1）栽培の方法

鳥取西部農業協同組合が指定する品種を使用し、伯州美人研究会が定めた栽培方法を参考に栽培する。

（2）出荷規格

伯州美人研究会が定めた出荷規格に基づき選別及び出荷を行う。

（3）最終製品としての形態

「伯州美人」の最終製品としての形態は、青果(白ねぎ)である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

(1) 生産地における白ねぎ生産の歴史

鳥取県西部地区の白ねぎ生産の歴史は、明治中期の頃から米子近郊で栽培が始まったとされており、大正末期から昭和初期にかけて養蚕のための桑園から白ねぎへの転換が開始されると、砂地の土壌が白ねぎの栽培に適していたことから^{キユウビン}弓浜地区で一気に面積が拡大したといわれている。

昭和初期の改良・育成された在来種「伯州一本太葱」の誕生も、白ねぎ生産の拡大に大きく貢献し、境港から朝鮮半島や中国大陆にまで輸出されていた。

昭和40年代後半になると、砂地だけでなく県西部の大山山麓でも栽培されるようになり、現在では^{キユウビン}弓浜半島を基点に約260ヘクタールの畑地で栽培され、鳥取県の白ねぎ生産を牽引する大産地に成長した。

また、春ねぎ（3月～5月）、夏ねぎ（6月～9月）、秋冬ねぎ（10月～2月）と365日の出荷体制と安定供給体制が確立しており、地元市場はもとより中京、京阪神及び山陽市場から、白ねぎの大産地として高い評価を得ている。

(2) 「伯州美人」と地域とのつながり

「伯州美人」は、在来種である「伯州一本太葱」を鳥取県園芸試験場砂丘地分場（以下「試験場」という。）が改良を重ね、昭和61年に育成した品種「改良伯州5号」を用い、生産者がこだわりの栽培方法により出荷している冬季限定の白ねぎであり、鳥取県唯一のオリジナル品種となっている。

品種の育成にあたっては、従来栽培されている品種に比べ食味を重視して早太り軟質を目標とし、消費地ニーズに応えるべく高温期の伸長性、葉色、葉肉の厚さ、日持ち等、幾度となく改良が重ねられた。

「伯州美人」の特性である甘みや柔らかさは、品種特性、肥沃な土壌、出荷時期における低温及び生産方法により生み出されている。生産においては、地域資源である^{ナカウミ}中海の海草を用いて土壌中の有機物を増やすなど、古くから創意工夫をしながら栽培を行ってきた歴史を持ち、現在では地域で生産する米の稲わら等を土壌にすき込むなど、有機物の補給をはじめ、食味を追求した丁寧な肥培管理や甘味の増す厳冬期に限定した栽培・出荷を実施している。その結果、出荷される「伯州美人」の平均糖度は8度以上で、寒さが厳しくなると10度を超えるものもあり、「伯州美人」を調理した際の甘さについてもバイヤー等から高く評価されている。

また、出荷時には、出荷規格の遵守はもとより、鳥取県白ねぎ改良協会による検査を受検しており、検査基準を満たしたものが出荷されている。

種苗の管理については、原原種を試験場が管理し、原種は鳥取県白ねぎ改良協会が管

理しつつ、育苗は委託により行っている。委託先は、種子生産者のほか福祉団体となっており、農福連携にも取り組んでいる。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

鳥取県は、東部を「因幡^{イナバ}の国^{クニ}」、西部を「伯耆^{ホウキ}の国^{クニ}」とする古来の名称があり、西部地区は人々から「伯州」という別称で呼ばれていた。この「伯州」で生産される白くて美しいねぎとして「伯州美人」と名付けられた。

「伯州美人」の名称は、地域企業と連携して商品開発した菓子の商品名にも使われ地域に浸透しており、関西地域においては、バイヤー向けの試食会や研修を継続的に実施したことで、大型店との継続的な取引につながるなど、需要者から認知されている。

また、鳥取県内はもとより大阪府等の10を超える小学校において、「伯州美人」の栽培から収穫までの体験、学校給食への提供、出前授業等の食育活動に取り組むとともに、イベント等で出店や展示を行うなど、ファンを増やす取組を継続している。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

☒ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の承諾の年月日：

- 【商標權】

【専用使用権】

- 専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- [REDACTED]
 - [REDACTED]
 - [REDACTED]
 - [REDACTED]
 - [REDACTED]
 - [REDACTED]